

生活あんしんサービス提供に伴う請求等に関する規約 新旧対照表

旧	新
<p>第1条 規約の適用 本規約は、近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「KCN」という）と、「生活あんしんサービス利用規約（おうちプラン／自転車プラン）」を承諾し、<u>KDDI株式会社（以下「KDDI」という）</u>よりKCNを介して生活あんしんサービス（以下「本サービス」という）の提供を受ける者との間における、料金の請求などについて適用されます。 2. KCNおよび<u>KDDI</u>がホームページその他の手段により通知する事項も、この規約の一部を構成するものとします。</p>	<p>第1条 規約の適用 本規約は、近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「KCN」といいます。）と、「生活あんしんサービス利用規約（おうちプラン／自転車プラン）」（以下「<u>生活あんしんサービス利用規約</u>」といいます。）を承諾し、<u>JCOM株式会社（以下「JCOM」といいます。）</u>よりKCNを介して生活あんしんサービス（以下「本サービス」といいます。）の提供を受ける者との間における、料金の請求などについて適用されます。 2. KCNおよび<u>JCOM</u>がホームページその他の手段により通知する事項も、この規約の一部を構成するものとします。</p>
<p>第2条 規約の変更（略） 3. 本規約の規定が、「<u>生活あんしんサービス利用規約（おうちプラン／自転車プラン）</u>」の規定と矛盾または抵触する場合は、「<u>生活あんしんサービス利用規約（おうちプラン／自転車プラン）</u>」の規定が本規約の規定より優先して適用されるものとします。</p>	<p>第2条 規約の変更（略） 3. 本規約の規定が、「<u>生活あんしんサービス利用規約</u>」の規定と矛盾または抵触する場合は、「<u>生活あんしんサービス利用規約</u>」の規定が本規約の規定より優先して適用されるものとします。</p>
<p>第3条 <u>利用契約（追加）</u>  生活あんしんサービスの申し込みは、KCNのテレビサービス、第1種インターネット接続サービス、電話（以下「KCN基本サービス」という）のいずれかの契約がある場合に限り 2. <u>生活あんしんサービス</u>の利用開始日は、申し込み月の翌月1日からとなります。（<u>KDDI</u>が承認した場合） 3. <u>生活あんしんサービス</u>の利用開始日は、「生活あんしんサービス新規申込受付確認書」にて通知いたします。 4. すべてのKCN基本サービスを解約された場合、生活あんしんサービスは退会となります。</p>	<p>第3条 <u>契約の成立</u> 本サービスの提供を受けようとする者が、「生活あんしんサービス利用規約」を承諾し、かつ本規約を承認し、別に定める加入申込書に必要事項を記入・捺印のうえ、KCNを通じ<u>JCOM</u>に提出し<u>JCOM</u>がこれを承諾したとき、かつ本規約に関してはKCNがこれを承諾したときに、<u>KCNと契約者の間で本規約にかかる契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。</u> 2. <u>本サービス</u>の申し込みは、KCNのテレビサービス、第1種インターネット接続サービス、電話サービス（総称して、以下「KCN基本サービス」といいます。）のいずれかの契約がある場合に限り 3. <u>本サービス</u>の利用開始日は、申し込み月の翌月1日からとなります。（<u>JCOM</u>が承認した場合） 4. <u>本サービス</u>の利用開始日は、「生活あんしんサービス新規申込受付確認書」にて通知いたします。 5. すべてのKCN基本サービスを解約された場合、<u>本サービス</u>は退会となります。</p>
<p>第4条 <u>KDDI</u>に係る債権の譲渡等 KCNは、契約者に「生活あんしんサービス利用規約」に定めるところによりKCNに譲り渡すこととされた<u>KDDI</u>の債権を譲り受け、KCNが請求することを承認していただきます。この場合、KCNは、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p>	<p>第4条 <u>JCOM</u>に係る債権の譲渡等 KCNは、契約者に「生活あんしんサービス利用規約」の<u>債権の譲渡に関する規定に基づき</u>、KCNに譲渡されることとされた<u>JCOM</u>の債権を譲り受け、KCNが請求することを承認していただきます。この場合、KCNは、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。</p>
<p>第5条 料金 KDDIが提供する本サービスに係る料金は「生活あんしんサービス利用規約」に定めるところによります。 2. <u>生活あんしんサービス</u>の月額利用料金は、KCN基本サービスのご利用料金と合わせて請求いたします。</p>	<p>第5条 料金 KDDIが提供する本サービスに係る料金は「生活あんしんサービス利用規約」に定めるところによります。 2. <u>本サービス</u>の月額利用料金は、KCN基本サービスのご利用料金と合わせて請求いたします。</p>
<p>第6条 請求と支払など 契約者は、各月の本サービスの料金をKCNが指定する期日までに、KCN所定の方法により、支払うものとします。 <u>（追加）</u>  2. おうちプラン、おうち&amp;自転車パックのお取次サービスご利用によって発生した作業料金は、作業時に当該業者に直接支払うものとします。また、自転車プランの付帯保険については、au損害保険株式会社の取り扱いとなります。</p>	<p>第6条 請求と支払など 契約者は、各月の本サービスの料金をKCNが指定する期日までに、KCN所定の方法により、支払うものとします。 2. <u>前項にかかわらず、KCNが特に認める場合には、契約者は銀行振込またはKCNが定めるその他の方法で支払うことができるものとします。ただし、金融機関に係る振込手数料等は、契約者の負担とします。</u> 3. おうちプラン、おうち&amp;自転車パックのお取次サービスご利用によって発生した作業料金は、作業時に当該業者に直接支払うものとします。また、自転車プランの付帯保険については、au損害保険株式会社の取り扱いとなります。</p>

生活あんしんサービス提供に伴う請求等に関する規約 新旧対照表

<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>第7条 契約者に係る情報の利用</u>  <u>KCNは、契約者に係る氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所または請求書の送付先などの情報を、個人情報保護に関する法律にのっとり、本規約およびJCOMが定める本サービスに係る業務の遂行上必要な範囲で適切に利用します。</u>  <u>2. KCNは個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。</u>  <u>(1) サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。）</u>  <u>(2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと</u>  <u>(3) 個々の契約者に有益と思われるKCNのサービスまたはKCNの業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メールなどにより送付し、または電話すること</u>  <u>(4) 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求め、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。</u>  <u>(5) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること</u>  <u>(6) 前各号にかかわらず、次の場合にあってはその限りではありません</u>  <u>(ア) 法令に基づく場合</u>  <u>(イ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があつて、契約者の同意を得ることが困難であるとき</u>  <u>(ウ) 公衆衛生の向上または、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、契約者の同意を得ることが困難であるとき</u>  <u>(エ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、契約者の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合</u>  <u>3. KCNは前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。</u></p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>第8条 利用の停止</u>  <u>KCNは、契約者が本サービスの料金またはその他の債務について支払い期日を経過してもなお支払わない、または支払わないおそれのあるときは、JCOMを通じ本サービスの利用を停止することがあります。</u>  <u>2. KCNは、前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、通知催告等何らかの手續を要することなく、契約者による本サービスを停止し、利用契約を解除しまたは契約者の資格を取り消すことができるものとします。なお、本項に基づき本サービスの利用を停止または利用契約を解除された場合であっても、契約者は、当該利用停止日または解除日の属する月にかかる料金の支払義務を免れないものとします。</u></p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>第9条 契約の解除</u>  <u>「生活あんしんサービス利用規約」の契約の解除に関する規定に基づき、退会し、もしくは契約解除したとき、または前条第1項に規定する事実があるときは、本契約も解除するものとします。なお、契約者は契約解除に伴つても債務の履行を免除されるものではありません。</u></p>

生活あんしんサービス提供に伴う請求等に関する規約 新旧対照表

<p><b>第7条</b> 債権の保全 KCNが第4条（<b>KDDI</b>に係る債権の譲渡等）により<b>譲り受けた</b>債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所および氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができますものとします。</p>	<p><b>第10条</b> 債権の保全 KCNが第4条（<b>JCOM</b>に係る債権の譲渡等）により<b>譲渡された</b>債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所および氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができますものとします。</p>
<p><b>第8条</b> 債権回収代行会社などへの回収業務の委託等 契約者が本サービスの料金その他の債務について支払いを怠った場合は、本サービスの提供を受けることができない場合があること、およびKCNが債権回収代行会社へ債務の回収業務を委託する場合があることを契約者は<b>予め</b>承諾するものとします。</p>	<p><b>第11条</b> 債権回収代行会社などへの回収業務の委託等 契約者が本サービスの料金その他の債務について支払いを怠った場合は、本サービスの提供を受けることができない場合があること、およびKCNが債権回収代行会社へ債務の回収業務を委託する場合があることを契約者は<b>あらかじめ</b>承諾するものとします。</p>
<p><b>第9条</b> 紛争の処理 本サービスについて、KCNと契約者の間に紛争が生じた場合、奈良地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。</p>	<p><b>第12条</b> 紛争の処理 本サービスについて、KCNと契約者の間に紛争が生じた場合、奈良地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。</p>
<p><b>第10条</b> 定めなき事項 本規約に定めなき事項が生じた場合、KCNおよび契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。</p>	<p><b>第13条</b> 定めなき事項 本規約に定めなき事項が生じた場合、KCNおよび契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。</p>
<p>本規約は、<b>2021年1月25日</b>より施行します。</p>	<p>本規約は、<b>2024年1月1日</b>より施行します。</p>